

【20解讀文】安國寺坂県庁移転通達（明治九年：一八七六）A

〔明治九年
〔表紙〕

管下布達留

自十一月 第一課

本県第三号

今般、熊谷県管地分合、群馬県ト改称、県庁ヲ高崎工被レ移候ニ
（ヘ今般、熊谷県管地分合（ぶんごう）、群馬県と改称、県庁を高崎へ移され
候に）

付、同駅通町安国寺ヲ以、差向群馬県坂庁トシ、本月一日ヨリ
（ヘ付、同駅通町安国寺を以（もつ）て、差し向き群馬県坂庁とし、本月一日
より）

一切ノ事務取扱候条、此旨可二相心得一事
（ヘ一切の事務取り扱い候条、此（こ）の旨相心得べき事）

但、本庁手狭ニ付、從前高崎支庁ヲ分庁トシ、当分左記之通
（ヘ但（ただ）し、本庁手狭に付、從前（じゅうぜん）高崎支庁を分庁とし、
当分左記の通り）

分局ニ於テ事務取扱候条、該課掛主管ノ諸願・伺・届等ハ、直
（ヘ分局に於いて事務取り扱い候条、該課掛り主管の諸願い・伺い・届け等
は、直（ただ））

チニ同所工可二差出一事
（ヘちに同所へ差し出すべき事）

一第三課

一第四課並警部

一第五課

一地租改正掛

一衛生所

右之趣、每戸無レ洩通達、且可二掲示一者也
（ヘ右の趣（おもむ）き、毎戸洩（も）れ無く通達、且（か）つ掲示すべき者
也）

明治九年九月一日

群馬県令 桜取素彦代理
群馬県権參事 根本公直

各区正副区戸長中